

株 主 各 位

富山県砺波市三島町11番18号

日 本 製 麻 株 式 会 社

代表取締役社長 中 本 広 太 郎

## 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県砺波市花園町1番32号  
砺波市文化会館 多目的ホール

### 3. 目的事項

- 報告事項
- (1) 第85期〔平成24年4月1日から平成25年3月31日まで〕事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - (2) 第85期〔平成24年4月1日から平成25年3月31日まで〕計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonseima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告

〔平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に緩やかな景気回復の動きが見られ、平成24年12月の政権交代後の経済政策への期待感から株価の回復等明るい兆しが見られたものの、欧州債務危機問題や中国等新興国経済の減速による継続的な景気の先行き不透明感のなかで推移しました。

このような状況のなか、当社グループの各事業においては成長戦略の実現を目指すとともに、財務体質の改善およびコスト構造改革による「経営基盤の強化」に取り組んでまいりましたが、マット事業では需要の低迷と原材料価格の高騰などにより売上の減少となり、食品事業では販売奨励金が増加し収益を圧迫しました。その結果、当連結会計年度の売上高は4,679百万円（前期比10.4%減）、営業損失は131百万円（前連結会計年度は86百万円の営業利益）、経常損失は138百万円（前連結会計年度は58百万円の経常利益）となり、当期純損失は326百万円（前連結会計年度は186百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

#### (産業資材事業)

産業用包装資材は、北海道向け蕎麦用雑穀麻袋、米麦用紙袋の需要増などがありました。米用コンテナバックの需要の減少と紙袋資材の各納入産業分野の販売不振などにより受注が減少しました。その結果、売上高は874百万円と前連結会計年度に比し63百万円（前期比6.7%減）の減収、営業利益は8百万円と前連結会計年度に比し3百万円（前期比31.1%減）の減益となりました。

#### (マット事業)

自動車用フロアマットの需要は、低価格車用マットが主力となり出荷数は回復しましたが、中国向け高級車用マットの受注が減少して大幅な減収となり、原材料価格の高騰およびタイ国人人件費の上昇などで収益が悪化しました。その結果、売上高は1,853百万円と前連結会計年度に比し162百万円（前期比8.1%減）の減収、営業損失は67百万円（前連結会計年度は140百万円の営業利益）となりました。

### **（食品事業）**

パスタ製品の需要は底固いものの、欧州以外の廉価な輸入品により供給過多となり、販売価格は市場の低価格志向により厳しい環境で推移し、売上の確保を行ったことで販売奨励金の増加となり大幅な減収となりました。また、レトルト製品はスープ系が伸び、堅調に推移しました。その結果、売上高は1,900百万円と前連結会計年度に比し181百万円（前期比8.7%減）の減収、営業損失は91百万円（前連結会計年度は51百万円の営業損失）となりました。

### **（不動産開発事業）**

土地賃貸の売上高は50百万円と前連結会計年度に比し10百万円（前期比25.3%増）の増収、営業利益は18百万円（前連結会計年度は1百万円の営業利益）となりました。

企業集団の事業別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕		当連結会計年度 〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
産業資材事業	937,964	18.0%	874,925	18.7%	△63,039	△6.7%
マ ッ ト 事 業	2,016,700	38.6	1,853,825	39.6	△162,874	△8.1
食 品 事 業	2,081,715	39.9	1,900,295	40.6	△181,420	△8.7
水 産 事 業	108,290	2.1	-	-	△108,290	-
不動産開発事業	40,401	0.7	50,625	1.1	10,223	25.3
そ の 他 事 業	35,727	0.7	-	-	△35,727	-
合 計	5,220,800	100.0	4,679,671	100.0	△541,129	△10.4

(注) 水産事業は平成24年3月に、その他事業は当連結会計年度より事業を廃止いたしました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において総額68百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資の内容は、当社食品事業における北陸工場製造設備の更新7百万円、全社における新基幹システムの導入25百万円、マット事業における連結子会社サハキット ウィザーン カンパニー リミテッドでの生産設備等35百万円の設備投資であります。なお、当該資金についてはリースおよび自己資金により賅っております。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、政府による経済対策および金融緩和の効果などを背景にデフレ脱却と景気浮揚への期待が高まる一方で、欧米諸国の財政不安や新興国経済の減速による景気下振れ懸念など先行き不透明感は払拭されない状況が続くものと思われまます。

当社グループは、財務体質の改善およびコスト構造改革による「経営基盤の強化」に取り組んでまいりましたが、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しく円安や原材料の価格上昇などにより当期純損失の計上となりました。

このような状況の下、当社グループは経営戦略を見直し、不動産の一部売却による有利子負債の圧縮、拠点の統廃合、人件費の削減などによる構造改革に基づき「新中

期経営計画」を策定しました。今後の厳しい経営環境のなかでも確実に利益を創出し、成長し続けるべく強靱な企業体質の構築を目指して経営改革に取り組んでまいります。

以上の施策により、次期の業績見通しにつきましては連結売上高4,428百万円、連結営業利益152百万円、連結経常利益125百万円、連結当期純利益180百万円を見込んでおります。

なお、業績の見通しにおける為替レートにつきましては、1米ドル100円、1タイバーツ3.10円、1ユーロ130円を前提としております。また、業績の見通しは現時点で入手した情報に基づき判断したものでリスクや不確実性を含んでおり、海外の経済情勢の変化や原材料および製品価格の急激な変動により実際の業績は見通しと異なることがあります。

#### (4) 財産および損益の状況

(単位：千円 △は損失)

区 分	第82期	第83期	第84期	第85期
	〔平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで〕	〔平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで〕	〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕	〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕
売 上 高	5,897,570	5,603,629	5,220,800	4,679,671
経 常 損 益	159,108	262,988	58,867	△138,637
当 期 純 損 益	△240,034	81,533	△186,038	△326,345
1株当たり当期純損益	△6円54銭	2円22銭	△5円07銭	△8円90銭
純 資 産	1,845,600	1,959,258	1,675,095	1,497,141
総 資 産	5,050,592	4,848,534	4,863,213	4,209,341

- (注) 1. 第82期は収益性改善・強化を図るとともに、コストの見直しを行い、業績および財務体質の改善に取り組みました。
2. 第83期は経営戦略の見直しを図り、収益確保と販売強化に取り組みました。
3. 第84期は環境の変化に対応しながら、事業基盤の強化に取り組みました。
4. 第85期(当連結会計年度)の状況につきましては「事業の経過およびその成果」に記載しております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド (注) 1	20,000千バーツ	98.0%	自動車マット製造販売
砺波アーバンリゾート株式会社 (注) 2	10,000千円	100.0%	人材派遣業

- (注) 1. 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。  
2. 平成25年4月1日に清算結了いたしました。

## (6) 主要な事業セグメント

事業の種類別 セグメントの名称	主要取扱製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マット事業	自動車用品、カーペット、ゴルフマット
食品事業	スパゲッチ、マカロニ、レトルトソース、小麦粉、穀物類
不動産開発事業	不動産賃貸業

## (7) 主要拠点等

### ① 当社の主要な事業所および工場

本 社	富山県砺波市三島町11番18号
神 戸 本 部	神戸市中央区海岸通 8 番
東 京 支 店	東京都中央区日本橋小舟町 3 番 4 号
名 古 屋 支 店	名古屋市中区千代田 5 丁目18番19号
北 陸 工 場	富山県砺波市下中 3 番地 3

### ② 子会社の事業所および工場

(国内)

砺波アーバンリゾート株式会社	富山県砺波市三島町11番18号
サハキット ウィザーン ジャパン 株式会社	神戸市中央区海岸通 8 番

(海外)

サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド	タイ国バンコク (本社)
	タイ国サラブリー (工場)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	
産業資材事業	8名	(一)名
マツト事業	352名	(一)名
食品事業	68名	(12)名
不動産開発事業	1名	(一)名
全社(共通)	11名	(一)名
合計	440名	(12)名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	3名減	41歳	11年

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	620,210千円
株式会社日本政策金融公庫	184,800
株式会社北陸銀行	133,019
株式会社商工組合中央金庫	115,000
株式会社みなと銀行	110,392
日新信用金庫	68,049
株式会社富山銀行	29,668

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 90,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 36,733,201株 |
| (3) 株主数      | 9,259名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
ARGENT WISE CO., LTD.	2,770千株	7.55%
トレーディア株式会社	2,746	7.49
松岡俊之	1,000	2.73
松並永子	1,000	2.73
郡山英子	631	1.72
中本広太郎	625	1.71
日本製麻従業員持株会	508	1.39
友松憲治	491	1.34
東京海上日動火災保険株式会社	400	1.09
有限会社ケイアイコーポレーション	302	0.82

(注) 持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式(55,588株)を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 本 広 太 郎	サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド取締役
取締役副社長	網 本 健 二	経営企画推進統括役
常務取締役	関 恒 一 郎	営業統括
取締役	池 田 明 穂	経理部長
取締役	道 本 清 春	法務担当部長兼審査室長
取締役	黒 神 直 久	総務部長兼経営企画推進室不動産開発チーム部長
取締役	澤 野 正	ボルカノ食品事業部本部長
常勤監査役	塩 田 武 弘	
監査役	青 柳 吉 宏	青柳吉宏税理士事務所代表
監査役	児 玉 実 史	弁護士法人北浜法律事務所代表社員

- (注) 1. 監査役青柳吉宏氏および監査役児玉実史氏は、社外監査役であります。
2. 監査役青柳吉宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役児玉実史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当期中の取締役の異動  
当期中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
網 本 健 二	代表取締役副社長	取締役副社長	平成24年7月1日
	取締役副社長	代表取締役副社長	平成24年11月21日

5. 代表取締役社長中本広太郎氏は、平成24年4月23日付でサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドの取締役に就任しております。
6. 当社は、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドに対し、製品の売買等の取引関係があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 74,503千円

監査役 3名 9,577千円（うち社外監査役 2名 2,400千円）

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
監査役	青柳吉宏	青柳吉宏税理士事務所 代表	当期開催の取締役会20回のうち19回に出席し、また、当期開催の監査役会9回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	児玉実史	弁護士法人 北浜法律事務所 代表社員	当期開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

- (注) 1. 監査役青柳吉宏氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
2. 監査役児玉実史氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 なぎさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

17,400千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額

17,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社であるサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査役会が判断した場合には、監査役会は「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会は「会計監査人の解任または不再任」の審議を行うものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、その対策として内部監査室を設置し、コンプライアンス規程、内部監査規程等を制定し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する研修体制の整備、内部通報制度を制定する。

② 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、別途定める社内規程に基づいて取締役及び使用人はこれに従うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

環境、災害、品質及び輸出入管理等に係るリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行を行うために、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、人事評価・報酬制度を整備する。

- ⑤ 当該会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社との情報の交換、人事の交流を含め子会社との連携体制を確立し、当該会社の監査役と子会社の監査役との連絡を密にし、親会社による子会社に対する不当な取引等の要求を防止するための体制を確立するため、関係会社管理規程を整備する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき当該使用人に関する体制  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役の指揮命令に服さない使用人を置く。また、内部監査部門、総務部門、経理部門が補助する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する体制  
前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役は補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制  
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容、内部監査担当部署が行う内部監査の結果、取締役が整備する内部通報制度による通報の状況を遅滞なく報告する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制  
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為又はその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第 118 条に定める、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者および買付提案者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## ② 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の開発・拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。
- ・マット事業につきましては、自動車メーカーおよび消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。
- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注す

るとともに、市場ニーズに対応した新商品の開発を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、

発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 81 期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成 24 年 4 月 20 日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 84 期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

改訂の概要は、①買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、②買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の 2 点です。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間並びに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討



いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、並びに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、並びに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会での承認可決の日から、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様へ当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

#### ④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に

資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- 
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。  
2. 本事業報告中での記載金額には、消費税等が含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	1,841,527	<b>流 動 負 債</b>	1,405,606
現金及び預金	156,654	支払手形及び買掛金	592,247
受取手形及び売掛金	803,213	短期借入金	160,455
たな卸資産	799,874	1年内償還予定の社債	6,000
繰延税金資産	60,393	1年内返済予定の長期借入金	308,873
その他	27,648	未払法人税等	9,156
貸倒引当金	△6,257	賞与引当金	11,710
<b>固 定 資 産</b>	2,367,813	事業撤退損失引当金	9,200
<b>有形固定資産</b>	2,011,794	その他	307,963
建物及び構築物	337,304	<b>固 定 負 債</b>	1,306,593
機械装置及び運搬具	116,982	社 債	174,000
土地	1,488,637	長期借入金	864,265
リース資産	23,750	退職給付引当金	152,939
建設仮勘定	28,024	リース債務	35,853
その他	17,095	長期預り保証金	79,535
<b>無形固定資産</b>	35,220	<b>負 債 合 計</b>	2,712,199
リース資産	25,776	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	9,444	<b>株 主 資 本</b>	966,109
<b>投資その他の資産</b>	320,798	資 本 金	1,836,660
投資有価証券	133,382	資 本 剰 余 金	17,380
長期貸付金	137,615	利 益 剰 余 金	△883,255
繰延税金資産	22,162	自 己 株 式	△4,675
その他	148,445	その他の包括利益累計額	△61,501
貸倒引当金	△120,807	その他有価証券評価差額金	△20,394
		為替換算調整勘定	△41,107
<b>資 産 合 計</b>	4,209,341	少数株主持分	592,532
		<b>純 資 産 合 計</b>	1,497,141
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	4,209,341

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,679,671
売 上 原 価		3,842,754
売 上 総 利 益		836,916
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		967,922
営 業 損 失		131,005
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,349	
為 替 差 益	14,214	
雑 収 入	21,536	44,100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,020	
シンジケートローン手数料	3,000	
雑 損 失	10,712	51,732
経 常 損 失		138,637
特 別 損 失		
事 業 撤 退 損 失 引 当 金 繰 入 額	9,575	
リストラクチャリング損失	10,257	19,832
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		158,470
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17,942	
法 人 税 等 調 整 額	151,406	169,348
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		327,819
少 数 株 主 損 失		1,473
当 期 純 損 失		326,345

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,836,660	17,380	△556,910	△4,630	1,292,500
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失			△326,345		△326,345
自己株式の取得				△45	△45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△326,345	△45	△326,390
当 期 末 残 高	1,836,660	17,380	△883,255	△4,675	966,109

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△25,320	△109,573	△134,894	517,488	1,675,095
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△326,345
自己株式の取得					△45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,926	68,465	73,392	75,044	148,436
当 期 変 動 額 合 計	4,926	68,465	73,392	75,044	△177,954
当 期 末 残 高	△20,394	△41,107	△61,501	592,532	1,497,141

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項  
すべての子会社を連結しております。  
連結子会社…………… 3社  
サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド  
砺波アーバンリゾート株式会社  
サハキット ウィサーン ジャパン株式会社
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社であるサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドおよびサハキット ウィサーン ジャパン(株)の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
3. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
    - ①有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法
    - ②デリバティブ 時価法
    - ③たな卸資産 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産 主として定額法  
(リース資産を除く) また、当社において平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。  
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)  
当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。  
なお、当該変更による損益に与える影響はありません。
    - ②無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く)
    - ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
  - (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
支出時に全額費用として計上しております。



#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子会社は個別の債権の回収可能性を検討して計上しております。

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

##### 事業撤退損失引当金

事業の撤退に伴う損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

#### (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

#### (6) 重要なヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。

##### ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金に係る市場金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を、外貨建取引の為替変動リスクを回避するため先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。

##### ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。なお、投機目的のための取引は行わない方針であります。

##### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

- (7) 消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物及び構築物	292,096千円
	機械装置及び運搬具	71,765千円
	土地	451,940千円
	計	815,801千円
その他担保に供している資産	現金及び預金	17,988千円
	建物及び構築物	44,672千円
	投資有価証券	112,035千円
	土地	1,021,369千円
	計	1,196,065千円

担保対応債務は次の通りであります。

短期借入金	116,786千円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	806,206千円
長期預り保証金	74,685千円
計	997,677千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,352,629千円

### 3. 受取手形割引高

167,343千円

### 4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日を以って決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	602千円
支払手形	66,368千円

### 5. 財務制限条項

(1) 当連結会計年度末の借入金のうち、長期借入金657,720千円（1年内返済予定の長期借入金139,520千円を含む）には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

- ① 連結および単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- ② 連結および単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。
- ③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金および減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。

(2) 当連結会計年度末の借入金のうち長期借入金184,800千円（1年内返済予定の長期借入金24,480千円を含む）には、下記の財務制限条項が付されております。

当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。

- ① 単体の各決算期末において、単体の純資産額が786,604千円を下回った場合
- ② 事前承認なく、第三者に対して新たに行う貸付け、出資および保証の総額が71,700千円を超えた場合。

## 連結損益計算書に関する注記

リストラクチャリング損失

リストラクチャリング損失の内訳は以下の通りであります。

解雇手当等	8,760千円
事業整理関連費用	1,497千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および総数

(普通株式)

36,733千株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

- ① 当社グループは、主に食品事業、マット事業の設備投資計画および不動産開発事業計画に照らし、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産等で運用し、短期的な運転資金については銀行借入により調達し、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施し、支払利息の固定化を実施しております。
- ② デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機的な取引は行わない方針であり、為替変動リスクの軽減のため利用しております。

#### (2) 金融商品の内容およびリスク並びにリスク管理体制

- ① 営業債権である受取手形および売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、与信管理規程に沿って回収および残高の管理を行い、リスク低減を図っております。
- ② 投資有価証券は主として取引先企業との業務等に関連する長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、毎月時価の状況を把握し、保有状況を見直しております。
- ③ 長期貸付金は取引先企業等の信用リスクに晒されており、内部管理規程に従い貸付、回収および残高管理状況を経営会議に報告することとしております。
- ④ 営業債務である支払手形および買掛金は全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり為替の変動リスクに晒されており、リスク軽減のため相場の状況により先物為替予約取引を行っております。
- ⑤ 借入金および社債は、主に短期のものは運転資金であり、長期のものは設備投資および不動産開発事業に必要な資金調達を目的としたものであります。なお、長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また、長期借入金の一部には財務制限条項が付されております。

- ⑥ デリバティブ取引は通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引（主に包括予約）であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（(注)2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	156,654	156,654	—
(2) 受取手形及び売掛金	803,213	803,213	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	123,989	123,989	—
(4) 長期貸付金	137,615	137,615	—
資 産 計	1,221,473	1,221,473	—
(1) 支払手形及び買掛金	592,247	592,247	—
(2) 短期借入金	160,455	160,455	—
(3) 社債 （1年内償還予定の 社債を含む）	180,000	176,754	△3,245
(4) 長期借入金 （1年内返済予定の 長期借入金を含む）	1,173,138	1,174,026	888
負 債 計	2,105,841	2,103,484	△2,356

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債及び(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入および社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,393

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、主に富山県において、賃貸用の事業土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			時 価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
849,787	△98	849,689	1,302,387

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	24円66銭
1 株当たり当期純損失	8円90銭

## 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、下記の通り固定資産の譲渡（賃貸不動産の売却）の方針を決定いたしました。

① 譲渡の理由

当社経営資源の効率的な活用並びに有利子負債の圧縮により財務体質の強化を図るため、売却方針の決定を行いました。

② 譲渡の相手先の名称

未定

③ 譲渡資産の概要

名 称	「イータウンとなみ」
所 在 地	富山県砺波市三島町
土 地	30,588.96㎡（賃貸土地）
譲渡価格	未定

④ 譲渡の日程並びに譲渡に伴う損益および連結損益に与える影響額等は未定であります。



# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,017,926</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,315,095</b>
現金及び預金	151,565	支払手形	368,709
受取手形	6,024	買掛金	157,685
売掛金	602,972	短期借入金	168,175
商品及び製品	148,037	1年内償還予定の社債	6,000
仕掛品	16,052	1年内返済予定の長期借入金	308,873
原材料及び貯蔵品	32,139	未払金	123,608
繰延税金資産	50,787	未払費用	124,458
未収入金	6,874	未払法人税等	7,888
その他	8,693	賞与引当金	11,710
貸倒引当金	△5,221	事業撤退損失引当金	9,200
<b>固定資産</b>	<b>1,980,548</b>	その他	28,787
<b>有形固定資産</b>	<b>1,694,353</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,208,294</b>
建物	260,466	社債	174,000
構築物	31,698	長期借入金	864,265
機械装置	71,765	リース債	35,853
車両運搬具	0	退職給付引当金	54,640
工具器具備品	5,110	長期預り保証金	79,535
土地	1,301,560	<b>負債合計</b>	<b>2,523,390</b>
リース資産	23,750	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>28,093</b>	<b>株主資本</b>	<b>495,478</b>
リース資産	25,776	資本金	1,836,660
その他	2,317	資本剰余金	17,380
<b>投資その他の資産</b>	<b>258,102</b>	資本準備金	17,380
投資有価証券	133,382	利益剰余金	△1,353,887
関係会社株式	55,586	利益準備金	84,200
差入保証金	23,056	その他利益剰余金	△1,438,087
繰延税金資産	40,148	繰越利益剰余金	△1,438,087
その他	126,736	自己株式	△4,675
貸倒引当金	△120,807	評価・換算差額等	△20,394
<b>資産合計</b>	<b>2,998,474</b>	その他有価証券評価差額金	△20,394
		<b>純資産合計</b>	<b>475,084</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,998,474</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,471,366
売 上 原 価		2,777,594
売 上 総 利 益		693,771
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		804,985
營 業 損 失		111,213
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,725	
為 替 差 益	5,530	
雑 収 入	18,856	29,112
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,749	
社 債 利 息	2,252	
受 取 手 形 売 却 損	3,087	
シンジケートローン手数料	3,000	
雑 損 失	7,344	52,434
経 常 損 失		134,534
特 別 損 失		
事 業 撤 退 損 失 引 当 金 繰 入 額	9,575	
リストラクチャリング損失	10,257	19,832
税 引 前 当 期 純 損 失		154,367
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,538	
法 人 税 等 調 整 額	148,495	162,034
当 期 純 損 失		316,401

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,836,660	17,380	17,380	84,200	△1,121,685
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△316,401
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△316,401
当 期 末 残 高	1,836,660	17,380	17,380	84,200	△1,438,087

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	△1,037,485	△4,630	811,924	△25,320	△25,320	786,604
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失	△316,401		△316,401			△316,401
自己株式の取得		△45	△45			△45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				4,926	4,926	4,926
当 期 変 動 額 合 計	△316,401	△45	△316,446	4,926	4,926	△311,519
当 期 末 残 高	△1,353,887	△4,675	495,478	△20,394	△20,394	475,084

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

##### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

食品工場、養魚場、不動産開発事業用の  
有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

上記以外の有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、当該変更による損益に与える影響はありません。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用 定額法

#### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 外貨建の資産および負債

の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

## 5. 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

### 事業撤退損失引当金

事業の撤退に伴う損失に備えるため、当期末における損失見込額を計上しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金に係る市場金利変動リスクを回避するため金利スワップ取引を、外貨建取引の為替変動リスクを回避するため先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。

### ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。なお、投機目的のための取引は行わない方針であります。

### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

## 7. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 8. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物・構築物	292,096千円
	機械装置	71,765千円
	土地	451,940千円
	計	815,801千円
その他担保に供している資産	現金及び預金	17,988千円
	投資有価証券	112,035千円
	土地	849,620千円
	計	979,644千円

担保対応債務は次の通りであります。

短期借入金	68,000千円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	806,206千円
長期預り保証金	74,685千円
計	948,891千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,678,939千円
3. 受取手形割引高 167,343千円

4. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日を以って決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	602千円
支払手形	66,368千円
5. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	短期金銭債権 6,682千円
	短期金銭債務 172,932千円

### 6. 財務制限条項

- (1) 当事業年度末の借入金のうち、長期借入金657,720千円（1年内返済予定の長期借入金139,520千円を含む）には、以下の内容の財務制限条項が付されております。

- ① 連結および単体の各決算期末における経常損益をいずれも2期連続で損失としないこと。
- ② 連結および単体の各決算期末における純資産を、直近決算期末の純資産の70%以上に維持すること。
- ③ 単体の各決算期末における有利子負債の合計金額が、営業損益に受取利息、受取配当金および減価償却費を加算した金額を10倍した金額を2期連続で上回らないこと。

- (2) 当事業年度末の借入金のうち長期借入金184,800千円（1年内返済予定の長期借入金24,480千円を含む）には、下記の財務制限条項が付されております。

当該条項に抵触し、債権者の要請があった場合には、直ちに本借入金債務の全部または一部の弁済を求められる可能性があります。

- ① 単体の各決算期末において、単体の純資産額が786,604千円を下回った場合。
- ② 事前承認なく、第三者に対して新たに行う貸付け、出資および保証の総額が71,700千円を超えた場合。

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	95,027千円
仕入高	389,267千円
その他の営業取引高	856千円
営業取引以外の取引高	90,030千円

### 2. リストラクチャリング損失

リストラクチャリング損失の内訳は以下の通りであります。

解雇手当等	8,760千円
事業整理関連費用	1,497千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

(普通株式)	55千株
--------	------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産

賞与引当金	4,426千円
事業撤退損失引当金	3,477千円
未払費用	36,861千円
その他	6,022千円
計	<u>50,787千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産

貸倒引当金	36,918千円
ゴルフ会員権等	4,649千円
減損損失	69,751千円
退職給付引当金	19,342千円
投資有価証券評価損	10,462千円
その他有価証券評価差額金	7,219千円
繰越欠損金	219,813千円
小計	<u>368,158千円</u>
評価性引当額	<u>△328,010千円</u>
計	<u>40,148千円</u>

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サハキットワイ サーンカンパニ ーリミテッド	98.0% (注) 1	役員の兼任 1名	自動車マットの仕入 (注) 2 ①	389,267	支払手形	78,174
						買掛金	185
				資金の借入(注) 2 ②	85,000	短期借入金	80,175
			利息の支払(注) 2 ②	999	未払費用	498	

(注) 1. 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

① 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

② 資金の借入については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、担保の差入はありません。

### 2. 役員および個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中本広太郎	当社 代表取締役	直接 1.71	当社の借入金に対し債務 保証を受けております。	被債務保証	141,272	—	—

(注) 1. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

代表取締役社長中本広太郎より株式会社北陸銀行63,555千円、日新信用金庫68,049千円、株式会社富山銀行9,668千円の借入金に対し債務保証を受けております。

なお、当社は当該債務保証について保証料の支払および担保提供を行っておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	12円95銭
1株当たり当期純損失	8円63銭

## 重要な後発事象に関する注記

### 固定資産の譲渡

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、下記の通り固定資産の譲渡（賃貸不動産の売却）の方針を決定いたしました。

#### ① 譲渡の理由

当社経営資源の効率的な活用並びに有利子負債の圧縮により財務体質の強化を図るため、売却方針の決定を行いました。

#### ② 譲渡の相手先の名称

未定

#### ③ 譲渡資産の概要

名称 「イータウンとなみ」  
所在地 富山県砺波市三島町  
土地 30,588.96㎡（賃貸土地）  
譲渡価格 未定

#### ④ 譲渡の日程並びに譲渡に伴う損益および連結損益に与える影響額等は未定であります。



## その他の注記

### 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を設けております。なお、退職一時金の一部は当社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。

② 退職給付債務に関する事項	退職給付債務	△54,640千円
	退職給付引当金	<u>△54,640千円</u>

(注) 当社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。なお、中小企業退職金共済制度からの支給見込額51,546千円を控除しております。

③ 退職給付費用に関する事項	勤務費用	11,913千円
	退職給付費用	<u>11,913千円</u>

(注) 勤務費用のうち、当事業年度における中小企業退職金共済制度への拠出金は21,808千円であります。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月17日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

代表社員 公認会計士 西井博生 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大平 豊 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製麻株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、固定資産の譲渡の方針を決定している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月17日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

代表社員 公認会計士 西井博生 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大平 豊 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製麻株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、固定資産の譲渡の方針を決定している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びなごさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月20日

日本製麻株式会社 監査役会

常勤監査役	塩 田 武 弘	Ⓔ
社外監査役	青 柳 吉 宏	Ⓔ
社外監査役	児 玉 実 史	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役2名選任の件

取締役関恒一郎、池田明穂、黒神直久、澤野正の4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	なか がわ あき と 中川 昭人 (昭和35年9月16日生)	平成2年5月 当社入社 平成21年6月 当社経理部次長（現在に至る）	0株
2	なか ほら しゅう いち 中原 修一 (昭和34年1月25日生)	平成元年8月 当社入社 平成25年4月 当社ボルカノ食品事業部 本部長兼本社営業部部長（現在 に至る）	0株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役塩田武弘は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	候補者の有する 当社の株式数
いけ だ あき ぼ 池 田 明 穂 (昭和25年9月13日生)	昭和60年9月 当社入社 平成15年10月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役就任(現在に至る)	38,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される関恒一郎氏、池田明徳氏、黒神直久氏、澤野正氏および監査役を退任される塩田武弘氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
せき 関 恒 一 郎	平成9年6月 当社取締役 平成21年7月 当社常務取締役（現在に至る）
いけ 池 田 明 穂	平成17年6月 当社取締役（現在に至る）
くろ 黒 神 直 久	平成21年6月 当社取締役（現在に至る）
さわ の 野 正 一	平成21年6月 当社取締役（現在に至る）
しお 塩 田 武 弘	平成14年6月 当社監査役（現在に至る）

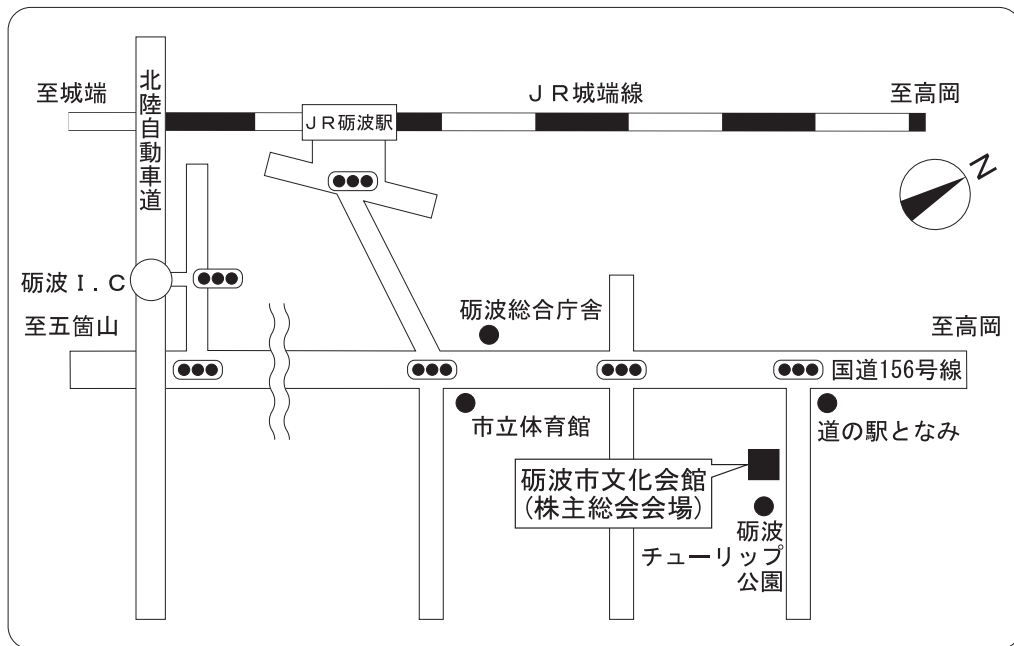
以 上

## 株主総会会場ご案内略図

〒939-1382 富山県砺波市花園町1番32号

砺波市文化会館 多目的ホール

電話番号 (0763) 33-5515



- 北陸自動車道「砺波 I.C」より車で約5分
- 富山空港より（北陸自動車道利用）約40分
- J R 北陸本線「高岡駅」下車、車で約30分
- J R 高岡駅で J R 城端線に乗り換え  
砺波駅より車で約5分、徒歩約15分